

令和4年度 ひまはぴ自主活動グループ設置要綱

1) 目的

子育て支援センター（以下「ひまはぴ」という。）は、子育て中にも、日々の暮らしの中に楽しみや目標をもち、仲間や地域の方とのふれあいを大切にしてほしいと願い、太子町内で子育て支援活動を継続的に行っているグループ活動を支援していきます。

2) 自主活動グループの登録要件

- (1) 概ね18歳までの子どもやその保護者を対象に、子育て支援活動を太子町内で継続的に行っていること。
- (2) 太子町在住又は在勤の方を含む3名以上で構成されること。
- (3) 会則（きまり）、年間計画等に基づいて運営していること。
- (4) 営利を目的としていないこと。
- (5) 特定の政党・宗教団体を支持するなど、政治・宗教を目的とする活動ではないこと。
- (6) 太子町のホームページ、広報等に活動内容や連絡先等の掲載を許可すること。
- (7) 住民からの問い合わせ等に対して適切に対応すること。
- (8) 年に数回はボランティアとして、ひまはぴで活動できること。

3) 自主活動グループに登録された場合の特典

- (1) 毎月1回、月曜日に会議室を無償で半日（午前（9:30～12:00）もしくは午後（13:30～16:00））利用できます。日程はひまはぴと調整します。
- (2) ひまはぴ施設内に登録グループのチラシを設置できます。

4) 登録までの手続き

- (1) 令和4年2月末に配付する町広報3月号にて登録の案内をします。
登録グループは5グループの予定です。
- (2) 令和4年3月4日（金）から18日（金）の期間内に以下書類を提出してください。
 - ①自主活動グループ登録申請書
 - ②自主活動グループ登録確認書
 - ③添付書類（現在の構成員名簿、前年度の活動実績、4年度の年間計画書、会則）
- (3) 応募グループが5グループ以上の場合は、厳正に抽選を行います。
- (4) 活動できる期間は、令和4年5月から令和5年3月までです。

5) その他

- (1) 使用できるのは会議室のみでピアノの使用は不可です。使用後は清掃してください。
- (2) 駐車場は、ひまはぴ指定の場所を使用してください。
- (3) 活動時の託児は行いません。
- (4) 令和4年4月に4月時点での構成員名簿を、年度末に活動報告書を提出してください。